

序章 本計画の策定にあたって

<1 計画の策定趣旨 >

- 平成17年4月、東京都は、同年を初年度とする、「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（以下「前期計画」と言う。）を策定しました。この計画は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」と言う。）第9条に基づき、10年間を対象期間とする法定計画の前期5年分を定めたものです。この計画は次代を担う子供達が健やかに生まれかつ育成される社会の形成を目指しており、東京都は、核となる3つの理念と5つの目標に基づき、「10の重点的取組」をはじめとする全160事業を実施してきました。
- 平成18年2月には、これまで東京都が取り組んできた「福祉改革」「医療改革」をさらに前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継ぐために、今後展開していく福祉・保健・医療分野の基本方針として「福祉・健康都市東京ビジョン」を策定しました。また、同年12月には、10年後の東京の姿と、それに向けた政策展開の方向性を示し、東京都の施策全体を網羅する基本政策として、「10年後の東京」を策定しています。
- 平成19年には、「10年後の東京」で描いた「社会全体で子育てを応援する東京」の実現に向け、「前期計画」を踏まえ、大都市東京の特性とニーズに即した喫緊の課題に重点的に取り組むことが必要と考え、「子育て応援戦略会議」を設置しました。この会議において、3つの目標と11の重点戦略を基本とする「子育て応援都市東京・重点戦略」を策定し、平成20年度から3年間を集中的な実施期間として子育て支援策を進めてきました。
- 平成21年には、少子化の流れに歯止めをかけるため、「少子化打破・緊急対策本部」を設置しました。保育・医療・雇用・住宅などの各施策を重層的・複合的に展開し、子育て家庭が選択できるサービスを質・量ともに大幅に拡充するため、平成22年度から3年間で集中的に取り組む「『少子化打破』緊急対策」を平成22年1月に取りまとめました。
- こうした経緯や前期計画などの関連施策を踏まえ、「10年後の東京」に描いた目標「待機児童の解消」「子育てと仕事の両立できる雇用環境の整備」「社会全体で子育てを支援」の実現を目指し、「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」（以下「後期計画」と言う。）を策定します。

<2 計画の性格 >

- 本計画は、「次世代法」及び行動計画策定指針に沿って、東京都が実施しようとする次世代育成支援対策及び次世代育成支援対策を実施する区市町村を支援するための内容を盛り込んだ「地域行動計画」です。
- また、本計画は、児童福祉法第56条の9に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を包含するとともに、都の子供や子育て家庭等に関する他の計画との整合性を図りつつ策定しています。

<3 計画期間>

- 「次世代法」は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時立法です。そのため、本計画は、平成17年度から平成21年度までを期間とした前期計画に続く後期計画として、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画とします。

<4 計画策定体制>

- 子育て応援都市推進本部（※「子育て応援戦略会議」を改組）
　府内横断組織として、副知事を筆頭とする「子育て応援都市推進本部」を設置し、同本部のもとに二つの部会（①後期行動計画策定部会、②計画推進・評価部会）を置き、策定部会を中心に、「後期計画」の策定を進めました。
- 次世代育成支援検討委員会
　学識経験者、企業代表、地域活動団体代表、公募都民、その他、の各分野から選出した15名の委員で構成する「次世代育成支援検討委員会」を設置し、「後期計画」における重点課題等の検討を行い、ここでいただいた専門的な立場からの意見や指摘を計画に反映させました。

第1章 行動計画の目指すもの

1 計画の基本的な考え方

- 平成17年（2005年）以降、日本の総人口は自然減が続いている。一方、東京都においては、転入人口超過という事情により総人口だけでなく年少人口も増加しています。しかし、合計特殊出生率^{*1}は平成17年に1.00と最低を記録し、平成20年には1.09にまで微増したものの、一貫して全国最下位であり、少子化の要因の一つである未婚率及び母親の初産年齢は全国で最も高くなっています。
- また、核家族化の進行や地域社会の希薄化、就業環境の変化、ライフスタイルの多様化等により、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、地域や家庭の子育て力が著しく低下しています。こうした状況を背景として、子育てが閉鎖的な家庭の中だけで行われる、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育てに不安を抱える家庭が増加していることが問題になっており、特に東京都のような大都市では、特性としてこれらの問題が顕著に表れています。
- 結婚や出産は、一人ひとりの人生観や価値観に深く関わるものであり、強制されることではありません。しかし、急速な少子化の進行は、日本の経済成長や社会保障制度に影響を与える重要な問題であり、社会全体で考えていかなくてはならない課題です。人口減少社会を迎えた今、社会全体がこれまでの働き方や子育て支援の取組を見直していく必要があります。
- 次代を担う子供達の育ちをしっかりと支え、子供達の未来を守っていくことは、親をはじめ、社会全体に課せられた責務です。また、すべての子供を、次代を担う「宝」ととらえ、子供を産み育てることを望む人達が安心して子育てできる環境、次代を担う子供達が健やかに成長していく環境を、子供の視点を大事にしつつ整備していくことは、行政はもとより、都民、企業などが連携して取り組んでいくべき課題です。
- 東京都はこれまで、「前期計画」、「子育て応援都市東京・重点戦略」、「『10年後の東京』への実行プログラム」等により、総合的かつ効果的な子育て支援策を展開してきました。これら各種計画の成果を継承・拡大しつつ、今回改正された「行動計画策定指針」^{*2}に則り、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」の視点に立った取組、保育サービス及び子育て支援サービスに関する包括的な取組や、社会的養護体制の質・量の充実に向けた取組等を考慮し、東京都の大都市特性に即した後期計画を策定しました。

【参考：用語解説・資料】

※1 合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定した時の子供の数に相当する。

※2 行動計画策定指針

「次世代法」第7条第1項及び第3項の規定に基づき策定、改正される指針。

次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念に則り、都道府県行動計画及び市町村行動計画の策定に関する基本事項、内容、実施に関する重要事項等を定める。

- ◇ 平成21年4月3日付雇児発第0403001号
「行動計画策定指針の改正に伴う地域行動計画策定にあたっての留意事項について」
による主な改正事項(都道府県行動計画に関する基本的な事項に関する改正)
 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現の視点
 - 保育サービスの中長期的な需要の把握（潜在的利用意向の加味）
 - 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入の検討
 - 社会的養護体制の質・量の充実に向けた取組

コラム①

次世代育成支援対策推進法

- 次世代育成支援対策推進法（平成 17 年 4 月 1 日施行）は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし制定された、10 年間の時限立法です。
- 基本理念としては、次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないとしています。
- 地方公共団体及び事業主は、国が定める「行動計画を策定するにあたって拠るべき指針（行動計画策定指針）」に即して、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする内容及びその実施時期等を定めるとともに、連携・協力し合いながら、10 年間の集中的・計画的な取組を推進しています。

＜次世代育成支援対策推進法において行動計画の策定が義務付けられている主体別一覧＞

	地域行動計画	一般事業主行動計画	特定事業主行動計画
策定主体	都道府県、区市町村	(1)従業員数が 301 人以上の企業 は平成 21 年 4 月 1 日以降義務 (2)従業員数が 101 人以上 300 人以下の企業は平成 23 年 4 月 1 日以降義務（平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月末まで は努力義務） (3)従業員数が 100 人以下の企業 は、平成 21 年 4 月 1 日以降努 力義務	事業主としての 国及び地方公共団体の機関等
計画期間	5 年を 1 期として、平成 17 年度から 21 年度を前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度を後期計画とする	平成 17 年度から平成 26 年度 までの期間を、各業の実情に応 じて、概ね 2 年間から 5 年間ま での範囲に区切り策定	平成 17 年度から平成 26 年度 までの期間を、概ね 5 年間を 1 期とし、概ね 3 年毎に見直すこ とが望ましい
基本的な視点	子どもの視点 ・次代の現づくり ・サービス利用者の視点 ・社会全般による支援 ・仕事と生活の調和の実現 ・すべての子どもと家庭への支援 ・地域における社会資源の効率 的活用 ・アーバンの視点 ・地域特性	・仕事と生活の調和の推進 ・仕事と子育ての両立の推進 ・企業全体での取組 ・企業の実情を踏まえた取組推進 ・取組の効果 ・社会全般による支援 ・地域における子育て支援	・仕事と生活の調和の推進 ・仕事と子育ての両立の推進 ・機関全体での取組 ・機関の実情を踏まえた取組推進 ・取組の効果 ・社会全般による支援 ・地域における子育て支援
実情に 応じて 盛り込む べき内容	(1)地域における子育て支援 (2)親子の健康の確保及び増進 (3)教育環境の整備 (4)子育てを支援する生活環境の 整備 (5)仕事と家庭の両立の推進 (6)子ども等の安全の確保 (7)厚生健児童への対応	(1)雇用環境の整備 ・仕事と生活との両立支援 ・多様な労働条件の整備 (2)その他 ・子育てバリアフリー（社屋等） ・子ども・子育てに関する地域貢 献活動 ・企業内での「子ども参観日」の 実施 等	(1)勤務環境の整備 ・妊娠中及び出産後の配慮 ・育児休業等を取得しやすくなる 環境 (2)その他 ・子育てバリアフリー（府舎等） ・子ども・子育てに関する活動の 支援 ・子どもとふれあう機会の充実 等

2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

「次世代育成支援東京都行動計画」（以下「東京都行動計画」と言う。）は、平成17年から10年間を法定期間とする「次世代法」に基づく地域行動計画です。したがって、平成22年から平成26年までを期間とする「後期計画」の策定にあたり、「理念」・「目標」・「視点」については、基本的に平成17年から平成21年度を期間とする「前期計画」を踏襲しています。（ただし、「前期計画」後の5年間の情勢の変化に応じ、必要な部分については改定しています。）

- 3つの理念・・・計画全体の基本的な考え方
- 5つの目標・・・理念の実現に向けた取組の方向性
- 5つの視点・・・個別事業の実施にあたっての留意すべき視点

（1）3つの「理念」

「後期計画」では、前期計画に引き続き、

- ・ 「子供自身」に焦点をあてた理念 （理念①）
 - ・ 「子育てへの支援」に焦点をあてた理念 （理念②）
 - ・ 「社会全体で支える」ことの重要性に焦点をあてた理念（理念③）
- の「3つの理念」を掲げていきます。

理念 ① すべての子供達が個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える。

- 子供はみな、それぞれ異なる個性や能力をもち、将来への様々な可能性を秘めています。そして、成長段階に応じた教育、豊かな遊びや自然体験、多種多様な経験や人との関わりを積み重ね、多くの知識や技能を身に付けながら、自立した大人へと成長していきます。
- しかし、雇用や経済の情勢も変化が激しく、将来が不透明な社会状況の中で、未来への夢や希望を描けない子供、社会人として自立できない若者が増加しています。また、犯罪の低年齢化、若者の規範意識の欠如、子供達の学習意欲の低下といった問題も指摘されています。
- すべての子供達が個性や創造力を十分に伸ばし、次代を担う社会人として育つために必要な環境が成長段階に応じて得られるように、家庭・学校・地域で体制整備していくことが必要です。

理念② 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。

- 都内で実施した子育てに関する意識調査では、子育てにおいて不安な事柄として「小児科の医師不足」や「医療費や学校関連経費等の経済的負担」を、多くの人が挙げています。
- また、子育てに喜びを感じる反面、「子育てのために我慢している」、「一人になりたい時がある」などの負担感、夫婦のいずれかに家事や子育ての負担が偏っていることによる不公平感を感じるという回答も少なくありません。
- こうした子育てに対する不安感や負担感は現在の少子化の背景の一つであり、児童虐待等の深刻な事態の原因となる場合もあります。全ての人が地域で安心して子供を産み育てるこどもや、子育ての喜びを実感できることが可能な社会の実現のためには、住環境や医療体制といった環境の整備はもちろんのこと、子育てに関する夫婦間の意識の溝を埋め、男性も女性も子育てに十分時間を見てられる働き方を実現するなど、子育て家庭の不安や負担感を解消していく必要があります。
- 子育て家庭のライフスタイルが多様化している現在、東京都は、専業主婦(夫)等の在宅で子育てする人であっても仕事と家庭の両立を望む人であっても、同じように子供との時間を充実して過ごせる社会を目指します。

理念 ③ 社会全体で子供と子育て家庭を支援する。

- かつて、祖父母や近隣住民に助けられ、多様な人々が関わる中で子育てすることが可能だった時代には、親は周囲の人々から子育ての知恵を学ぶことができました。しかし、子育て世帯の9割近くが核家族となり、地域社会における人間関係が希薄になった現在では、子育ての環境も大きく変化し、地域に根付いた子育てを難しくしています。
- 少子化の進行は、日本の経済成長や社会保障制度に影響を与える重要な問題であり、社会全体で考えていくべき課題です。
- 「次世代法」の基本理念にも規定されるように、子育ての第一義的な責任は親や保護者にあります。同時に、次代を担う人材の育成という点では、様々な環境の下で育つ子供達を等しく育んでいくことは、社会全体の責務とも言えます。現在のように子育て家庭が孤立しやすい状況では、親自身の成長を助けるための支援が必要であり、あわせて家庭や地域の子育て力の低下を補完するには、社会の中に多様な子育て支援の仕組みを整えることが重要です。
- 次代を担う子供を育成することの意義を社会全体で共有するとともに、都民、企業、NPOなど様々な地域の団体や行政（国・都・区市町村）が、それぞれの責任と役割を踏まえて、子供の育ちと親自身の成長を支援していくことが必要です。

(2) 5つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するための、5つの目標を設定します。なお、この目標は、「第3章」の「5つの目標」に対応しています。

目標① 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり

- 子供が育ち、遊び、学ぶ場は地域社会が基盤です。しかし、近年核家族化が進み、地域での人とのかかわり合いが希薄になり、子育て家庭が孤立しやすく子育ての支援を受けにくい状況になっています。
- 家庭や地域の子育て力の低下を補うには、全ての子育て家庭を支援する仕組みを作ると同時に、親や保護者への支援の仕組みや事業に関する情報を十分に提供することで、活用や参画を呼びかける必要があります。
- 福祉・保健・医療の連携の下、子育て支援や母子保健に関する情報とサービスの提供、医療体制の整備など、全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援全体の様々な仕組みを整えていきます。

目標② 仕事と家庭生活の両立の実現

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、性別や年齢に関わらずあらゆる人にとって望ましい働き方であり、同時に、雇用者である企業にとっても、中途退職者の減少や人材の継続的な育成という面で、人材の確保・定着というメリットをもたらします。
- 子供を持つ家庭のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、延長保育、病児・病後児保育等の保育サービスを充実させることに加え、短時間勤務制度や産前産後休暇・育児休業制度の取得促進、在宅勤務制度など、家庭や仕事の状況にあわせて柔軟な働き方が可能となる雇用環境の整備が必要です。

女性が出産か就労継続かの二者択一を迫られることなく、各々の意思で選択できる社会や、男女共に子育て等の家庭生活に十分なゆとりを持てる社会の実現のために、多様なニーズに応じた質・量共に十分な保育サービスの提供や、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等への支援を進めています。また、働き方の見直しに向けた普及啓発及び気運醸成を、事業者団体、NPO団体、企業等と共に進めています。

目標③ 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり

- 次代を担う子供達が、自信と希望を持って自らの人生を切り開いていくことができる社会人に成長するためには、文化活動や自然とのふれあい等、様々な体験や人との関わりを通じ各々の個性や能力を伸ばし、豊かで健康な心を育む機会が必要です。
- また、社会の一員としての自覚を持ち自立に向けた準備を整えるためには、勤労観や職業観の育成、親になることへのイメージの醸成等が成長段階に応じて促される仕組み等が必要です。
- 将来に向けた確かな学力をつけるために幼児期からの教育を充実させ、子供の年齢に応じて必要な教育が提供されることを目指し、家庭・学校・地域が連携して子供を取り巻く問題に的確に取り組んでいきます。また、次代を担う若者の就業促進や自立支援を進めています。

目標④ 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり

- 子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。
- また、発達障害を含む障害のある子供の特別なニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が求められています。
- しかし、子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待や障害等の早期発見から自立支援まで、途切れのない総合的な取組を進める必要があります。
- 東京都は、子供の健やかな育ちと自立を促進する観点から、様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で育まれ、将来の社会的自立に必要な支援を受けられる社会を目指します。そのため子供や親の置かれた状況や心身の状態を的確に把握したうえで、特別な支援を要する子供や家庭に対する支援を進めています。

目標⑤ 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

- 子供の連れ去り事犯や性犯罪等、子供が犯罪の被害者になる事件が後を絶ちません。その一方で薬物事犯の若い世代への広がり等、子供や若者の犯罪も目に付きます。携帯電話やインターネット等のメディアが、様々な有害情報の入手を容易にしていることは、子供達が犯罪の被害者や加害者となる要因の一つです。また情報メディアは人間関係やコミュニケーションにも影響を及ぼすことから、子供自身のメディア・リテラシーの向上やトラブル対処法の啓発が今後の課題と言えます。
- その他、子供の安全と安心の確保のためには、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保と、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための情報の普及啓発も必要です。
- 子供の健やかな育ちのために、保護者に対する防犯教室等の実施、学校や地域の関係諸機関との連携を強化し、子供を犯罪や有害な環境から守るとともに、非行防止の活動に取り組んでいきます。また、子供を有害な情報から守るための仕組みづくりや、学校及び家庭に対する、インターネット上の有害情報への対策に関する啓発等を行っていきます。
- 親子が一緒に安心して外出できる環境の整備や、安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めています。また、交通事故や、家庭内での不慮の事故を防ぐため、周囲の大人に対して事故予防に必要な情報の提供を行っていきます。

(3) 施策推進の5つの「視点」

本計画の推進にあたって、特に留意すべき視点として、以下の「5つの視点」を掲げています。

視点① 「すべての子育て家庭」への支援の視点

- 「前期計画」の5年間は、在宅で子育てをしている専業主婦(夫)の負担感や閉塞感を現代社会の子育てをめぐる大きな課題として受け止め、それまでの「保育」を施策の中心とする「仕事と子育ての両立支援」だけでなく、在宅での子育てまでも含めた「すべての子育て家庭」を対象とした支援策を進めてきました。
- 合計特殊出生率が低水準で推移している今、これから子育て支援サービスを考える上で重要なのは、すべての子供に対して、健やかな育ちの保障と、多様なサービス提供の二つの視点です。ライフスタイルの多様化により細分化したニーズに対し、制度に当てはめて利用者を制限するのではなく、制度やサービスの検討を柔軟な発想で行っていくことです。
- 家庭や就労の状況によらず「すべての子育て家庭」を対象とし、前期計画の施策を継承しつつ、子育て支援の一層の充実を図っていきます。

視点② 家庭を「一体的」に捉える視点

- 家族のあり方や価値観の多様化が進んだ現在、家庭の抱える問題も多種多様となっています。児童虐待や非行など、子供をめぐる問題の背景には、子供の育った家庭が様々な問題を抱えている場合も多く、子供だけでなく家庭に対する支援も必要です。
- 子供や親への個別的な対応だけではなく、家庭が抱えている問題を、包括的・一体的に捉え、福祉・保健・医療・教育・警察等の各機関が必要な連携を取って協力することにより、総合的に支援していく仕組みを整えていきます。

視点③ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点

- 東京は、核家族化の進展、多様な就業・勤務形態や職住分離による地域社会の希薄化等を背景に、子育てを困難にする様々な課題が生じ、子育て支援に関する多様なニーズが生じています。
- 一方、東京都には、サービス産業を中心とする多くの企業や、特色のある活動を活発に展開しているNPO等の民間団体が集まっており、広い意味での経済力の他、情報や多様な人材の集積等をはじめとする利便性の高さなど、大都市特有の利点があります。
- 東京という大都市の特性を踏まえて、子育て支援へのニーズを的確に把握するとともに、多くの民間サービスや、NPOをはじめとする東京の豊富な社会資源を組み合わせ、それらが最大限に生かせる育て支援に取り組んでいきます。

視点④ 利用者本位のサービスの視点

- 「前期計画」策定以前より、東京都は、それまでの「行政がコントロールする福祉」から、「都民が自らサービスを選択し利用する福祉」への転換を図り、「利用者本位の新しい福祉」の実現を目指してきました。
- この「利用者本位」の考え方は、増大し多様化する今日の都民ニーズに対応するためのものであり、多様なサービス提供者が「競い合う」中でサービスの質の向上を図り、都民自らが必要なサービスを「選択」し、身近な「地域」で自立した生活を送ることができる社会を目指すものです。
- 「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」の「選択・競い合い・地域」という3つのキーワードは、後期計画でも継承しつつ、子育て支援・少子化対策に関する社会保障改革推進懇談会報告の以下の基本姿勢を考慮していきます。
 - ① サービス提供者中心の行政からサービス利用者中心の行政へ
 - ② サービス利用者のニーズに十分に応えるサービス提供体制へ
 - ③ これから子供を産み育てる世代のニーズの正確な把握に基づく施策へ

視点⑤ 子供の立場からの視点

- 子供は、生まれ育つ環境を自ら選ぶことはできません。だからこそ、与えられた環境の違いによって、将来が固定化されることなく、すべての子供が望む進路を主体的に選択できる環境を整えていくことが求められています。
- 子供の権利が脅かされず守られるためには、救済措置としての権利擁護の仕組みが重要です。
- 子育て支援においては、子供の立場から考える視点が不可欠です。親に対する支援は重要ですが、その前提には「子供の最善の利益のために必要な親支援を行う」という認識が必要です。
- 行政だけでなく、都民、企業、NPOなど様々な地域の団体や都民が、それぞれの役割を踏まえて、全ての子供に対しその立場に立った視点から、責任ある支援を積極的に展開し、子供の育ちと親自身の成長を支援していきます。